

令和6年度京都発脱炭素ライフスタイルに関するプロジェクトの成果の見える化 に係る業務委託について

1 目的・概要

2050年の京都の姿として「将来の世代が夢を描ける豊かな京都」を実現するため、二酸化炭素を排出しない社会・経済活動への転換と併せて、脱炭素が生活の質の向上や豊かさにつながる、持続可能なライフスタイルへの転換を目指し、「京都発脱炭素ライフスタイル推進チーム～2050京創ミーティング～」（以下「京創ミーティング」という。）での議論を踏まえ、令和4年10月に京都発脱炭素ライフスタイルのビジョンを策定した。

また、2050京創ミーティングの下に、「消費行動」「住まい」「つながり」の3つのテーマに分かれたワーキンググループを結成し、使用済み衣服を循環させる「ファッションロスゼロ」を目指したプロジェクトなど、市民が自分ごととして新しいライフスタイルを実践しやすい様々な仕掛けの創出及び実証を行っている（図1参照）。

本業務は、2年間の実証期間を終えるプロジェクトについて、これまでの取組の成果を市民に対して、分かりやすくとりまとめるとともに、公式ホームページ「2050 MAGAZINE」やSNS等を活用した効果的な情報発信を行うことで、当該プロジェクトへの市民参加等の促進を図っていく。

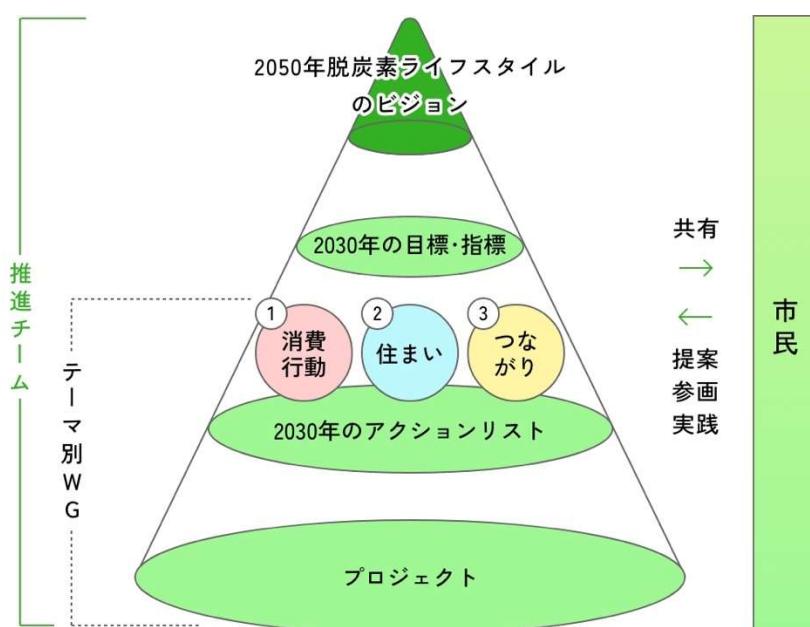


図1. 2050京創ミーティング

2 業務内容

2050京創ミーティングのプロジェクトにおける実証期間は、その取組を開始した日から2年以内としている（図2参照）。

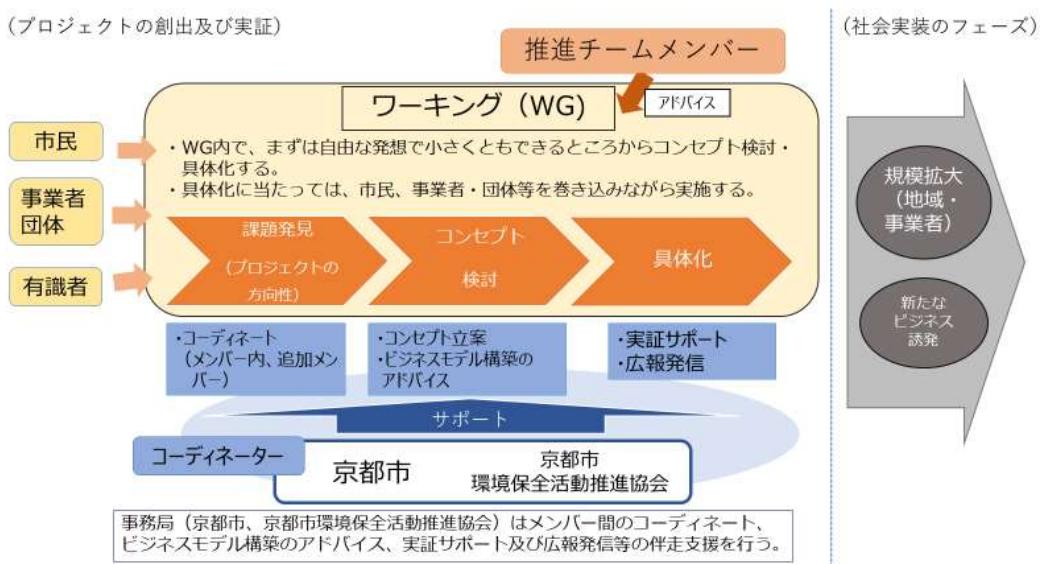


図2. プロジェクトの進め方

実証期間を終えたプロジェクトは、この先、社会実装を進めていくにあたり、これまでの取組の成果を分かりやすくとりまとめるとともに、市民が理解し、参加したくなるような見える化を実施していく。

この度、令和6年度中に実証期間を迎える以下7つのプロジェクト（別紙参照）について、京都市から提供するインパクトレポート等の情報をベースに、インフォグラフィック※等、効果的な手法を用いた、取組成果の見える化を行う。

なお、インフォグラフィック等の作成については、別途、本市が契約している「京都発脱炭素ライフスタイルの促進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務」で製作する事業者向け成果発信の内容と連携すること。

※ 文字や数字だけでは伝わりにくい情報を整理して、イラストやグラフ、チャート、表などを用いて表現したもの

（関連情報）

- ・2050京創ミーティングについて
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000296476.html>
- ・京都発脱炭素ライフスタイルのビジョン等の策定について
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000304996.html>

- ・脱炭素ライフスタイル推進事業公式ホームページ「2050 MAGAZINE」について
<https://doyoukyoto2050.city.kyoto.lg.jp/>

3 想定スケジュール

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| 令和6年10月中旬 | 契約締結～業務開始 |
| 12月下旬 | 成果の見える化のデータ完成 |
| 令和7年 1月中旬～ | ホームページ「2050 MAGAZINE」、SNS等による情報発信 |
| 3月31日 | データ納品 |

4 履行期間

委託契約締結日～令和7年3月31日まで

5 電子データでの納品と仕様

本業務で制作したデザインの版下データについては、完成次第、メール及びCD-Rで提出すること。提出する電子データの仕様は以下のとおり。

- (1) 電子データは、Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては以下のとおりとする。
 - ・文 章：Microsoft社Word
 - ・画 像：BMP形式又はJPEG形式及びai形式
 - ・ポスター：BMP形式又はJPEG形式又はpdf形式及びai形式
- (3) 文字ポイント等、統一的な事項については、本市の指示に従うこと。

6 留意事項

- (1) 本市との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 業務の進行について、隨時、本市と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 業務を遂行するうえで必要と認められる会議等への出席及び資料作成等を求めることがある。
- (4) 協議を行った際は、協議結果の概要を本市に報告すること。
- (5) 作成した成果物は本市に帰属するものとする。また、成果物や成果物に使用される画像やイラスト等について、市が他の広報物にも活用できるものとする。
- (6) 受託者は、業務着手前に本仕様書を十分精査すること。このときに発生した疑義については、初回の打ち合わせ際に本市と協議のうえ、解決するものとする。
- (7) 受託者は、本仕様書に従い本業務を遂行すること。
なお、本仕様書に基づき業務を遂行する中で発生した疑義については、本

市と協議のうえ、解決するものとする。

ただし、前項における精査が不十分と判断できる疑義については、本市の判断によるものとする。

- (8) この調達に係る業務を遂行するに当たって、新たに発生した設計書類等の著者権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及びその他権利については、本市に帰属するものとし、受託者は成果物に関する著作者人格権を行使しない。
- (9) この調達の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の仕様に必要な費用を負担し、使用承諾契約に係る一切の手続きを行う。
- (10) この調達の範囲内で、本市に帰属しない著作物がある場合にあっては、受託者は、本市に当該著作物の関連文書を成果物として納品するものとし、この関連文書についても上記（8）及び（9）に準じる。
- (11) 業務の成果について公表する場合は、事前に本市と協議すること。

令和6年度に実証期間が終了するプロジェクトの概要

| プロジェクトの名称 | 取組の概要 |
|--|---|
| 使用済衣服の回収&循環プロジェクト「RELEASE↔CATCH」（令和6年6月終了） | 使用済衣服を回収し、地域内でリユースする仕組みの創造を目指し、市内施設に回収BOXの設置及び販売等の実施。 |
| 里山や地域循環について知る機会の創出（令和6年9月終了） | 産地と消費地をつなげ、モノのストーリーを知り大切にする心を育むため、考えるきっかけをつくる体験型ツアーを実施。 |
| レスキュー野菜の地域での活用プロジェクト（令和6年11月終了） | CO2や食品ロスの削減を進めるため、まだ食べられるのに廃棄される野菜を商店等の軒下販売や食品の材料として活用。 |
| つながりを感じられる住まいづくり（令和6年9月終了） | 地域等における孤立を防ぎ、地域ぐるみで脱炭素ライフスタイルの実践・教育につなげるため、学生寮などで環境配慮活動を実施。 |
| 実証実験によるデータ収集・分析と発信（令和7年2月終了） | 学生マンションの入居者の意識や行動変容に関するデータを収集・分析するとともに、若者に伝わる効果的な情報発信を実施。 |
| 脱炭素ツーリズムHUB創設（令和7年2月終了） | 京都の脱炭素な取組を、ツアーとして提供することで、参加者が学ぶ場を提供。 |
| 地域での生ごみ堆肥の活用推進（令和6年6月終了） | 家庭の生ごみの堆肥化を広め、回収した堆肥を地域の農家等で活用することで地域循環の取組を実施。 |